

## 第1回 憲法を学ぶ意義

今回は、この講義の進め方について説明したうえで、(1) 憲法を学ぶ意義と、(2) 憲法の概念について、検討します。

講義を始めるにあたって、何のために憲法を学ぶのかや、憲法を学んで何の役に立つのかということ、いまいちど考えてみましょう。

また、私たちがこれから半年間学ぶことになる憲法とは、そもそもどのようなものであり、どのような性質をもつのかということも、講義の最初に確定させておきます。

### 1. 憲法を学ぶ意義

- ・ 憲法は、社会をデザインする法規範であり、個人の尊厳を最も重んじる法規範である。したがって、これから社会を学び人間を学ぼうとしている学生にとって、憲法の解釈論は、有益な教養の1つである。
- ・ 現代社会において、法律とは無関係に市民生活を営むことができない以上、法律学は、学生にとって必要な教養の1つである。憲法は、すべての実定法の基礎法であり、全法秩序の基本法であるため、法律を学ぶにはその前提として憲法を学ばなければならない。

### 2. 法学の全体像と憲法学の位置

- ・ 法律学の世界は、基礎法学（法哲学・法理学、法史学・法制史、比較法、外国法、法社会学など）、法解釈学（憲法学、民法学、刑法学、商法学、民事訴訟法学、刑事訴訟法学など）、立法学に大別できる。
- ・ 憲法学は、憲法典（具体的には、日本国憲法）を解釈する学問である。
- ・ すべての実定法は、憲法の定めるところに基づき（41条、59条）、憲法の許す範囲内（98条）、制定される。憲法に違反する国家行為は（立法も）すべて無効である（81条、98条）。

### 3. 憲法の概念

- ・ 憲法の概念を考えると、これを形式的意味の憲法と実質的意味の憲法とに分けて考えるのが一般的である。
- ・ 実質的意味の憲法のうち、特に自由主義に基づき人権保障のために権力を抑制することを定めた基本法を立憲的意味の憲法という。これに対して、単に国家統治の組織・作用の基本法を意味するとき、これを固有の意味の憲法という。

### 4. 憲法規範の特質

- ・ 国法秩序は、憲法、法律、命令（政令、内閣府令・省令）という順に段階構造になっている。上位の規範は、下位の規範の授權規範となり、下位の規範よりも形式的効力において勝る。
- ・ 憲法は、国の法体系の中で最も強い形式的効力を有する最高法規であり、憲法に違反する国家行為はすべて無効である。
- ・ 憲法は、国家権力がなしうる権能を制限的に定め、人権を保障する規定を置くことによって、国民が国家権力によって自由を不当に制限にされないようする基礎法である。

#### 基本問題（各回の講義で学んだことを確認するための問題）

問1-1 憲法は法律であるといえるのか。

問1-2 「わが国の現在有効な憲法は、日本国憲法のみである」というとき、そこにおける憲法の意味はどのような意味か。また、「皇室典範は、憲法である」というとき、そこにおける憲法の意味はどのような意味か。

#### 応用問題（各回の講義で学んだことを応用するための問題）

問1-3 憲法の改正手続と法律の改正手続を調べたうえで（憲法の条文を参照せよ）、どちらがより困難であるといえるか、比較せよ。

問1-4 わが国の憲法の規定とわが国が他の国との締結した条約の規定が矛盾衝突するとき、どちらを優先すべきか。

問1-5 1787年に制定されたアメリカ合衆国憲法は、立法府について定める第1条、執行府について定める第2条、司法府について定める第3条など、全7条により構成されるが、それらは、すべて統治機構に関する規定であり、1789年に修正1条から10条までが加えられるまで、人権の規定は一切存在しなかった。ところで、このいわゆる権利の章典が加えられるまでの合衆国憲法は、近代的意味の憲法といえるか。

## 補足説明 法学の全体像と憲法学の位置について

法律学の世界は、基礎法学（法哲学・法理学、法史学・法制史、比較法、外国法、法社会学）、法解釈学（憲法学、民法学、刑法学、商法学、民事訴訟法学、刑事訴訟法学、……）、立法学に大別できる。

法哲学・法理学とは、法とは何か、法は何のためにあるのか、悪法も法か、法の理念である正義とは何かなどといったことを考える法学の一分野である。そのほかの基礎法学として、わが国や諸外国の法の歴史についての法史学・法制史、わが国の法制度と諸外国の法制度とを比較検討する比較法、諸外国の法制度について学ぶ外国法、法制度や法現象を社会学的な手法で考える法社会学などがある。また、法制度をどのように設計すべきかなどを考える立法学という領域もあり、これは、立法過程論、立法政策論及び立法技術論から構成されるが、学問領域としては、まだまだ発展途上の段階にある。

ところで、基礎法学や立法学が法学の一領域としてあるといっても、法学の中心は、あくまでも法解釈学である。例えば、民法の条文を解釈するのが民法学、刑法の条文を解釈するのが刑法学、行政法の条文を解釈するのが行政法学である。なお、ここでいう「〇〇法」とは、「〇〇法」という題名をもつ法律（形式的意味）を指すのではなく、「〇〇法」が定めるべき内容をもつ法（実質的意味）を意味し、「〇〇法」という題名をもつ法律以外にも、「〇〇法」という題名の法律以外の法律を含むことがある。例えば、商法学の対象は、「商法」という題名の法律に限らず、「会社法」、「手形法」、「小切手法」という題名をもつ法律や、会社法施行規則や会社計算規則などの命令をも対象とする。また、行政法学の対象は行政法であるが、「行政法」という題名の法律は存在せず、行政手続法、情報公開法、個人情報保護法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法などの諸法令を総称して、行政法と呼んでいる。

さらに言えば、「〇〇法」の規定のすべてが「〇〇法」であるとは限らない。例えば、一般に行政法と考えられている道路交通法や経済法の基本法である独占禁止法の中に、実質的意味の刑法（犯罪と刑罰に関する法律という意味）といえるものが存在することを六法で確認しておきたい。

法学部などで法律を専門に学ぶ場合には、はじめに、(1) 法の基礎理論（法の意味、法源、法の解釈など）を扱う法学概論、(2) 憲法の解釈論、(3) 民法や刑法などの基本的な実定法の解釈論の基礎の 3 つを学習したうえで、その他の実定法の解釈論、基礎法学、応用・先端法学などを学んでいくことになる。このうち、全法秩序の基本法である憲法の解釈論と、法学的思考能力の基礎を涵養する民法の解釈論が、特に重要とされる。

## 補足説明 大学における単位の意義

大学において、1つの科目の単位を修得するためには、本来、どのようなことが求められるのか。

教室で授業担当教員による講義を受講するだけでは、必ずしも十分とはいえない。教室外で、受講者が、参考文献などを読みながら自発的に学習することも、本来は求められているのである。つまり、教室における講義の受講と、教室外での自発的な学習の両方があるのはじめて、大学で学んだといえる。

このことは、大学設置基準という文部省令の21条2項本文が、「前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし」と定めており、2単位分の講義では本来90時間分の学修が必要であるにもかかわらず（ただし、21条2項1号も参照）、教室での講義は、全15回（期末試験を含める）で、各回2時間と多めに考えて30時間しか予定されていない。すなわち、教室で講義を受講しているだけでは、本来求められる学修時間には圧倒的に足りない。教室での講義以外に、自習を行ってはじめて、単位を取得する資格を得るのである。

授業担当者としては、受講者に対しては、次回の講述内容を予習することよりも、各回の講述内容を復習することと、基本問題や応用問題に取り組むことを期待している。なお、基本問題や応用問題には、唯一の正答があるわけではないので、一般的な解答を示す予定はない（取り組んでみてわからなければ、授業担当者に質問されたい）。

今回は、日本国憲法の三大原理について説明したのち、補助的原理である法治主義と法の支配について、説明します。

高校までの社会科の学習で、日本国憲法の三大原理を覚えさせられた経験があるはずですが。しかしながら、それらの原理の意味について、きちんと説明できますか。それら3つの原理の相互の関係は、どのようになっているのでしょうか。それら3つの原理の重要性は、それぞれ等しいと言えるのでしょうか。それとも、どれか2つを犠牲にしても守るべき最も重要な1つの原理というものが存在するのでしょうか。こういったことについて、考えてみましょう。